



小浜市成年後見ステーション

「こんなお悩み、
ありませんか？」

- ・成年後見制度について詳しく知りたい。
- ・成年後見制度を利用したいが、手続きが難しそう。
- ・離れて暮らす親が認知症に…
これから暮らしやお金の管理は大丈夫かな。
など

小浜市成年後見ステーションでは…

相談無料！！

お気軽にお問い合わせください。

住み慣れた地域で、安心して生活できるよう、成年後見制度についての相談や申立ての支援を行います。



成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人が、財産管理や生活・療養に必要な手続きを行う場合に、本人の権利を守り支援する制度です。

○法定後見制度

判断能力が不十分な人に親族などから家庭裁判所に申立て、適任と思われる支援者が選ばれる制度。判断能力の程度に応じて、後見・保佐・補助の3類型があり、その権限は基本的に法律で定められています。

○任意後見制度

本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って、任意後見人が本人を支援する制度。委任する契約の内容は本人の希望に応じて設定できます。預貯金の管理、賃貸借契約の締結、不動産売却処分や購入、介護サービスの契約、施設の入所契約などです。

☎ 0770-64-6015

小浜市成年後見ステーション（小浜市地域包括支援センター内）

〒917-0075 小浜市南川町4-31 小浜市健康管理センター内

営業日：月曜日～金曜日 8：30～17：15

ただし、休日および12月29日～翌年1月3日までを除く